

【内容について】

Q: 本プロジェクトにおける海外活動、国際性を涵養するための支援や取り組みを詳しく教えてください。

A: 基本的には申請時に自身で活動計画を立て、具体化してもらうことを前提としています。研究分野や研究課題の特性にあわせて、本学や所属する研究科が持つリソースや、研究室や指導教授の先生が持っておられるネットワーク、学外の各種プログラムなども活用いただき、企画立案いただきたいと思います。実施にあたっては、博士キャリアコーディネーターが個別相談や面談等の機会を設け、メンターとして相談にのります。また、研究力強化のための各種研修を用意しますので、自身の能力開発に励んでください。

Q: 語学力強化の支援は行われるのでしょうか。

A: 語学力そのものを向上させるような支援は現段階では計画しておりません。ただし、英語によるプレゼンテーション能力の向上を目指す研修等は計画しています。

【応募資格について】

Q: 今現在同志社大学大学院博士後期課程若手研究者育成フェローシップ制度（以下、「フェローシップ制度」という。）により支援を受けている者（フェローシップ支給対象学生）が欠員補充募集に応募することは可能なのでしょうか。

A: フェローシップ支給対象学生も本プロジェクトの欠員補充募集に申請できますが、フェローシップ制度による支援と重複して本プロジェクトの支援を受けることはできません。採用された場合は、どちらか一方を辞退してもらうことになります。

Q: 国籍は問わないのでしょうか。

A: 国籍条項はありません。

Q: 外国人留学生は対象となるのでしょうか。

A: 外国人留学生も対象となりますが、募集要項の「7.応募資格」を満足することが要件となります。

Q: 社会人も対象となるのでしょうか。

A: 社会人入試を経て入学された方であっても、所属機関から生活費相当額として年間240万円を超える給与、役員報酬またはその他の安定的な収入を得ていないなど、募集要項の「7. 応募資格」に列挙されているその他の除外要件に該当されなければ、申請可能です。

Q：GRM 奨学金の受給者も対象となるのでしょうか。

A：GRM 奨学金の受給者も本プロジェクトに申請はできますが、本プロジェクトで支援する「研究奨励費」と同様の支援を受けていますので、重複して支援を受けることはできません。採用された場合は、どちらか一方を辞退してもらうことになります。

Q：年齢制限はないのでしょうか。

A：年齢制限は設けていません。

Q：現在アルバイトで収入を得ています。その場合、申請できますでしょうか。

A：申請時点においては、収入要件はございません。また、アルバイトでの収入は「安定的な収入」とはみなされないため、採用後もアルバイトを行うことは妨げません。ただし、本プロジェクトは、研究奨励費の支給により研究に専念していただく機会を与えることを目的としておりますので、可能な限り研究活動に時間を充てていただきたいと思います。

Q：「7. 応募資格」の「(6) その他本事業の支援対象外となる者」は何を指しているのですか。

A：この事業の支援内容と重複するような支援を受けている場合は、対象外となります。詳しくは、研究企画課にお問合せください。

【研究奨励費等について】

Q：研究奨励費に税金はかかるのでしょうか。

A：生活費相当額として支給される研究奨励費は雑所得として扱われますので、所得税、住民税の課税対象となります。ご自身で確定申告を行う必要があります。

Q：研究費の使途は海外活動に限定されるのでしょうか。

A：海外活動に限定されません。海外活動を含め一般的な研究活動に必要な経費として使用いただくことができます。詳細は採択後の説明会等で詳しく説明します。使用ルール等では使用可否について判断が難しい場合は、研究企画課に相談いただくことになります。

Q：研究費は謝金の支払いに使用可能でしょうか。

A：研究費は別に定める使用ルールに基づき使用いただけます。詳細は採択後の説明会等で詳しく説明します。使用ルール等では使用可否について判断が難しい場合は、研究企画課に相談いただくことになります。

【義務について】

Q：支援対象学生に支援終了後にまで一部の義務を課しているのはなぜでしょうか。

A：支援対象学生については、支援終了後も、博士課程修了後の追跡調査への協力や、JGRADの情報更新についての義務を課しています。本事業は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）の「次世代研究者挑戦的研究プログラム」として実施しており、追跡調査のために、JSTから大学に対して、修了生のキャリアを10年以上、追跡調査することが求められています。支援対象となられた方は、連絡先に変更が生じた際には必ずお知らせ頂く必要があります。

Q：現在学部学生ですが、博士後期課程に進学した場合、支援が受けられるでしょうか。

A：このプロジェクトでは、現時点では2024年度以降の新規採用の計画はありません。博士後期課程2023年度に入学された方までが対象となります。

【申請について】

<全般について>

Q：2023年度の募集はいつから開始されるでしょうか。

A：まず、2023年4月支援開始度分については、2023年度博士後期課程入学予定者向けの新規公募期間が2023年1月6日（金）～1月20日（金）となっています。また、今回は、それとは別に、2023年度に2年次、3年次となる方向けにも欠員補充の公募が行われます。新規公募と欠員補充で応募資格、募集期間、審査方法等がそれぞれ異なりますので、募集要項をよく読んで確認してください。同時に募集を行うこととなりますので、誤って別の公募に応募しないよう、十分ご注意ください。

Q：申請書は英語で記載しても良いのでしょうか。

A：構いません。ホームページの公募情報に掲載している英語版の様式にて申請してください。

<志望理由について>

Q：支援対象とされている「挑戦的・融合的な研究」とはどのような研究を想定されているでしょうか。

A：価値観や世界観の違いを超えて、他者や異文化を理解し、協働できる国際人になっていただくために、自身の研究テーマと異分野との融合による新たなイノベーションに挑戦しようとする研究を想定しています。

<海外活動計画について>

Q：海外活動計画の具体例としてどんなことを記載すればいいでしょうか。

A：まず、自身の研究を発展・深化させるために、グローバルな位置付けを明確にして頂きます。そのうえで、自身の研究を発展・深化させるために、どのような海外活動が必要かを記載ください。例えば、新たな技術、ノウハウが必要であれば、海外研究機関から協力を得ることとして、研究ラボ等を訪問して海外研究者とディスカッションを行うことや、海外研究機関にて共

同実験を行う計画を立てることも可能です。また、海外で開催される国際学会やワークショップへ参加し、研究者と議論を実施し研究に関わるコミュニケーションをすること等も想定しています。

Q: 海外活動計画は、海外へ実際に訪問することが前提となりますでしょうか。

A: 今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況にもよりますが、原則として海外渡航を前提としています。実際に現地に赴き、海外インターンシップや海外留学、海外交流を、実施することを想定しています。

Q: コロナ禍で海外活動が非常に困難と思われませんが、どのようにすれば良いでしょうか。

A: 新型コロナウイルス感染症の動向により、海外渡航ができない場合は、オンラインによる活動等で代替することも可能です。詳しくは採用後に個別にご相談ください。なお、「志望理由及び研究計画書」はあくまで海外活動を行える前提で作成ください。

Q: 海外活動の期間としては、どのくらいの期間が想定されているでしょうか。

A: 特に決まりはありません。海外活動費（渡航費、海外での滞在費・研究費等）の支援は40万円を上限としていますので、その範囲で行動できる計画を立てていただければと思います。ただし、長期の海外活動に関しては、在学中の授業科目等の履修に関わることであり、在学しながらの活動が認められない場合もございます。休学期間中はプロジェクトの支援そのものが停止となり、この間、研究奨励費・研究費・海外活動費の支給を受けられなくなりますので、研究科において、在学しながらの活動が認められる範囲で計画をたてて頂く必要があります。また、コロナ禍や紛争が各所で生じている今般においては、海外渡航に関して、研究科内で所定の手続きが事前に必要な場合が多いので留意いただく必要があります。そのため、海外活動の策定・実施に関しては、期間の長さに関わらず、指導教授ならびに所属研究科に事前に十分相談のうえ策定・実施をお願いします。

Q: 私は留学生ですが、母国における調査も海外活動計画として認められるでしょうか。

A: 海外活動の趣旨の一つは、他者や異文化理解を通じた国際性の涵養にあります。原則として母国以外での活動を想定していますが、研究分野や研究内容によっては事情が異なりますので、採用後に個別に研究企画課にご相談ください。

Q: 海外活動計画について、博士後期課程4年目以降の海外留学等についても記載しても良いでしょうか。また、博士後期課程4年目以降の計画は海外活動費の助成対象となるでしょうか。

A: 3年次までの計画が審査の対象となります。また、本プログラムは、長期履修が認められている場合であっても、標準修業年限内の支援（博士後期課程1～3年次、一貫制博士課程3～5年次）が前提ですので、それを超えた海外留学については助成対象となりません。

【挑戦的・融合型研究加速経費（プロジェクト内競争的資金）について】

Q: 支援対象学生に年額 40 万円の研究費のほか、挑戦的・融合的研究加速経費（プロジェクト内競争的資金）として、支援対象学生の約半数に最大 30 万円／1 人の配分があるとされていますが、どのように配分されるのでしょうか。

A: 支援対象学生として採択されたのち、プロジェクト内で研究費の増額を募集します。自由で挑戦的・融合的な研究計画を提案してください。事業統括が提案を審査のうえ、増額対象者及び支援額を決定します。

Q: 企業との共同研究への参画も期待されているとのことですが、共同研究先の企業は自分で探す必要があるのでしょうか。

A: 本プロジェクトでの活動を通じて、企業等との共同研究に発展することを想定しています。共同研究の実施にあたっては、指導教員の先生とも調整のうえ進めていくことになります。

【その他】

Q: 日本学術振興会特別研究員との違いは何でしょうか。

A: 日本学術振興会特別研究員は、独立行政法人日本学術振興会が特別研究員（DC 1、DC 2 等）制度に基づき、我が国の大学院博士課程在学者で優れた研究能力を有し、所属大学で研究に専念することを希望する者を「特別研究員-DC」と採択し、研究奨励金が支給されます。指導教員の指導の下で研究に専念することが想定されています。特にアカデミアの就職を希望される方にとっては、一定の評価が得られるものと考えられます。他方、本プロジェクトの支援を受けた学生は、アカデミアに限らず、多様なキャリアパスにおいて活躍することが期待されており、そのための支援プログラムを用意しています。なお、支援の総額は日本学術振興会特別研究員の方が、高くなっています。

Q: フェローシップ制度と本プロジェクトの両方に重複して応募できますか？

A: はい、可能です。ただし、両方に採択された場合はどちらかを辞退していただく必要があります。